

令和 5 年 11 月

遊佐町農業委員会第 8 回総会議事録

1. 開催日程 令和 5 年 11 月 24 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 1 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項 2 解約について

報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 20 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借契約許可申請について

議第 21 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借契約許可申請について

議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 12 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	
5	小 田 原 英 史	6		7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9		10	高 橋 茂 央	11		12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	伊 原 ひ と み	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (4 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
4	高 橋 敬	6	齋 藤 勝 広	9	小 野 寺 一 博	11	高 橋 晃 弘

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (4 名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	それでは、遊佐町農業委員会の 11 月 定例会を開催させていただきます。 初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3 番榊原一男委員	皆様、どうもご苦勞様です。本日の出欠状況を報告いたします。 4 名が欠席で、何期かやっていますが今までで初めてです。出席委員は 12 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	お忙しい中、大変ご苦勞様でございます。 山形県の県大会、大変ご苦勞様でした。地域計画の参考になればと思っておりますのでよろしくお願いします。 アンケートの回収率は今何%かわかりませんが、今日も出されましたので 70%超えたらいいなと思っています。ご協力をよろしくお願いします。 それでは本日出されました案件の慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたりになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 8 番石垣建委員と 10 番高橋茂央委員にお願いします。なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名いたします。 それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	私から詳細説明いたします。報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 8 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。詳細につきましては総会議案書をご確認ください。 続きまして、報告事項 2. 解約について、番号 10 について、利用権設定をするために解約するものです。詳細につきましては議第 22 号番号 71 で説明します。 報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、当事者間での希望により解約を行うものとなっております。 以上で説明終わります。

議長	ただ今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。 (質問・意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。 (15 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)
15 番伊原ひとみ委員	11 月 17 日に、第 2 会議室で委員 5 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 19 号、20 号、21 号、22 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。以上です。
議長	それでは、議第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明いたします。審査基準書、補足説明資料は 1 ページからご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。個別に説明いたします。 番号 11 この案件は、親子間の贈与での所有権移転になります。 土地は、273 m²、224 m²、299 m²、267 m²、1408 m²の 5 筆です。 これらの畑は現在、親子間で使用貸借契約をしている場所です。譲受人が農業次世代人材投資資金を受けた関係で来年 10 月末までに所有権移転が必要とのことで、今回申請になったものです。現地調査は高橋正樹委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 番号 12 819 m²の 1 筆です。 総額 250,000 円、単価 305,300 での売買になります。単価については総額から逆算した金額になります。また、元々総額 50 万円での申請になっていましたが、調整委員会で金額を再調整したほうが良いと意見があり、佐藤会長が所有者に掛け合い、申請時から金額が変更になりました。申請の事情として、譲渡人は元々町内の方ですが、現在は町外に在住とのことで、遊佐にある資産を処分したいとの意向があるようで、今回譲受人と合意したものです。現地調査は高橋茂央委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、番号 11 について、7 番高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。

7 番高橋正樹委員	報告いたします。審査基準書 1 ページをご覧ください。左の赤いところにはアスパラが、右の赤いところにはパプリカが作付されておりました。父親である譲渡人の話を聞いてきましたが、これからも見守っていくというお話でした。息子の譲受人と私は一緒に消毒やヘリ防除をやっているのです、よく知っている人物ですので何ら問題はないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。次に 12 番について、10 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。
10 番高橋茂央委員	審査基準書の 2 ページをご覧ください。場所は、施設に向かう坂道の途中、左側にある畑になります。 譲渡人は 60 代の方で以前は集落に住んでいましたが、現在は隣市に住んでいて、実家は廃屋のようになっていて遊佐にある資産は処分したいとのことで、譲受人に声をかけたそうです。圃場の様子ですが、しばらく耕作していないようで草が生い茂っている状態ですが、譲受人はきれいに整備して野菜を作付けするとのことでした。重機もあるということで問題はないかと思います。先程ありましたが、当初総額 50 万円で 10a 単価が 61 万円での売買を予定しておりましたが、あまりにも高いのではないかということで会長からもお話をしていただきまして、なんとか 25 万円に抑えていただきました。それでも少し高いように思いますが、二人は昔からの仲でもあり、いろいろ事情もあるようで譲渡人は救済のつもりで買うのだということでこの値段で落ち着きました。この案件については問題ないかと思います。以上です。
議長	はじめに番号 11 について協議します。この案件は 14 番那須久美委員に関する案件ですので、那須久美委員は一時退席願います。 (14 番 那須久美委員 一時退席) それでは、ただいまの番号 11 の事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等ありましたらお願いします。ありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。那須久美委員は着席をお願いいたします。 (14 番 那須委員着席) それではただいま審議いただいた件以外の案件について事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 19 号番号 12 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 それでは議第 20 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をよろしく願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)

事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 番号 1 1,544 m²、1 筆です。 借人は町外在住ですが、町内の実家に住むお母さんと一緒に農作業を行っているとのこと。この田は借人のお父さんの時代から相対で耕作してきた場所とのことで、お父さんが亡くなった後、お母さんから正式に契約したらどうかと話が出たことで合意となったようです。現地調査は高橋茂央委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。以上です。
議長	それでは、番号 1 について、10 番高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。
10 番高橋茂央委員	報告いたします。審査基準書は 3 ページになります。場所は集落の南にある圃場で、平野部で見晴らしのいい田んぼです。現在は米を作付けしているようです。 貸人はだいぶ高齢で、借人は 30 代の方で、普段は勤めながらお母さんと農業をしているということでした。この圃場は借人のお父さんが農業をしている頃から相対で貸し借りしていたのですが、正式な契約を結んだ方がいいのではないかとのお母さんからの意向もありまして今回の契約の運びになりました。借人は、仕事終わりや週末に実家で作業をしていて、将来的には実家に戻って農業をするとのことだったので、問題はないと思います。以上です。
議長	それでは、ただいまの案件について、事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等ありましたらお願いします。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 次に議第 21 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をよろしくをお願いします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	詳細説明いたします。審査基準書は 4 ページをご覧ください。農地法第 3 条による使用賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 番号 2 この案件は経営移譲のための親子間での使用賃借契約になります。土地は 614 m²、他 32 筆です。詳細については議案書をご確認ください。また、審査基準書地図の貸人耕作地の青いところについても、集積計画の利用権移転申請がありましたので、後ほど説明させていただきます。 現地調査については高橋敬委員より報告を預かっていますので、このまま読み上げさせていただきます。 本件は、経営移譲に係る使用賃借契約です。11 月 7 日、午前 8 時 30 分

	から借人と現地確認を行いながら、移譲後の作付けに係る意向を確認しましたので報告いたします。借人は数年前に就農し、集落内でも若手担い手の一人であり、集落組織の重職にも就いており、農業に対する意欲が感じられます。各農地は貸人である父と二人で管理されており、季節ごとの作業も他農家より早くキチンときれいに行われており、移譲後も特に問題はないものと思われ、許可相当と思われます。ただ、1筆については、水位が高く何を栽培しても収穫できなかったとのことで、現在は荒廃しておりますが、ここは毎年荒廃農地調査の対象になっている地域の一角であるため、やむを得ないものと思われましたが、草刈り耕起等の管理対応について申し添えました。以上、高橋敬委員からの調査報告でした。事務局からは以上です。
議長	それではただいまの案件について、事務局説明に対し何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので質疑を終了し採決いたします。議第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 次に議第 22 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	詳細説明の前に、議案書の一部訂正と差し換えをお願いします。まず一部訂正について説明させていただきます。利用権設定の 68 番ですが、代表相続人の漢字の訂正をお願いします。審査基準書も同じく訂正をお願いします。続きまして、差し換えについて説明いたします。23 ページの差し換えを皆さんにお配りしていますが、番号 96 の黄色の部分について、議案書では内面積の 1,151 m²の印刷が切れていましたので、印刷されたものに差し換えとなっております。96 番の合計面積に変更はありませんのでよろしくお願いします。 それでは詳細説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。内訳は、(1) 所有権移転が 4 件、(2) 利用権設定が 33 件、(3) 利用権移転が 2 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。それでは、(1) 所有権移転の案件について説明いたします。 番号 17 土地は 2,250 m²、2,355 m²の 2 筆です。 単価は 456,026 円、総額 2,100,000 円になります。単価は総額から逆算したため、端数が出ています。 この案件は今年の 4 月総会で使用貸借契約した場所を分筆、売買するものです。この場所にはハウスが 7 棟建っており、ハウスも譲渡人から別途取得するとのことです。また、使用貸借契約当初から、譲受人が使

用しない部分については番号 19 の耕作者が使用すると話があった場所で、現在その耕作者は契約などしていませんが、分筆した土地をその耕作者が取得する案件についても後ほど説明いたします。この案件の現地調査は高橋敬委員にお願いしておりましたが、本日欠席で現地調査の報告を預かっていますので、このまま読み上げさせていただきます。

本件は 2 筆で、花きの生産を行っていたハウス跡地の売買に係る所有権移転です。11 月 12 日午前 8 時 30 分から現地確認の予定であったが連絡もなく来なかったため、再度日程調整を行い現地確認に至りました。この農地は今年 4 月に譲渡人と譲受人が貸借契約をしており、年内に譲渡してもらうことになっていたため今回の申請に至りました。場所は上側のハウス 7 棟の立つ畑地であり、4 月の現地確認では、9 月までにハウス内外の整理を行い、アスパラ定植の準備を行うとのことであったが、以前の状態とほとんど変わらずの状況でした。移譲後の作付けに係る意向を確認したところ、作付けまでの計画は二転三転するも、作業機械はすべて借り、4 月の定植に向け 2 月頃から準備に入るとのことでした。今後の生産管理体制にはかなり疑問が残るものの、内金を支払っていること、また本人が農業での独立への志があるのであれば、許可せざるを得ないものと思われます。高橋敬委員からの報告は以上です。

次に、番号 18 土地は 727 m²、1 筆です。

総額 436,000 円、単価 600,000 円の売買になります。

この場所は現在譲受人が賃貸借している場所で、元々ハウスが建っていた場所に 2 年前に追加で 2 棟ハウスを建てたとのことで、追加で建てた当時から売ってほしいと所有者に話を持ち掛けており、今回合意となったようです。

現地調査は大谷浩夫委員にお願いしていましたので、後ほど報告をお願いいたします。

次に、番号 19 土地は 1,801 m²、1,801 m²の 2 筆です。

単価は 277,623 円、総額 1,000,000 円になります。単価は総額から逆算したため、端数が出ています。

この案件は先ほど説明した番号 17 に関する案件で、分筆した土地を売買するものです。この場所はハウスが 4 棟建っており、ハウスも譲渡人から別途取得するとのことです。以前から譲受人で使いたいという話があった場所で、番号 17 の案件と合わせて売買の話がまとまったようです。こちらの案件も高橋敬委員より現地調査の報告を預かっていますので、そのまま読み上げさせていただきます。

本件は 2 筆で、花きの生産を行っていたハウス跡地の売買に係る所有権移転です。11 月 12 日午前 8 時 20 分から譲受人と現地確認を行いながら移譲後の作付けに係る意向を確認しましたので報告いたします。現在この畑地はハウス 4 棟が建っており、それを利用したアスパラ栽培を行うため、4 月の定植に向け 12 月より作業を始めるとのことでした。譲受人は、現在ハウス 3 棟と畑地 20a、トラクターを所有し、アスパラ・野菜を生産しており、規模拡大後の生産意欲も感じられ、また、2 年後には父親も退職となり応援してもらうことになっているため、労働力も特に問題はないとのことなので許可相当と思われます。

高橋敬委員からの報告は以上です

	次に、番号 20 1,013 m²、1 筆です。 単価は 100,000 円、総額 101,300 円になります。この場所は今年の 11 月末まで譲受人で賃貸借している場所で、契約を更新せずに売買となりました。譲渡人は隣市にも田を持っており、遊佐に 1 か所だけある田を処分したいと考えていたところ、耕作している譲受人と売買で合意したようです。また、譲受人で取得後、譲受人が経営している農事組合法人への貸付けになりますので、関係する案件について後ほど説明いたします。現地調査は佐藤会長にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 続きまして、(2) 利用権設定について個別に説明いたします。 今回申請のあった番号 68～100 の 33 件になります。各案件の詳細については議案書をご確認ください。各案件について補足説明いたします。 審査基準書は 9 ページからご覧ください。新規設定の案件について簡単に説明いたします。 番号 69、こちらの案件は農協を通して契約していたものを、農協を通さず更新するもので、実質再設定のため地図は省略しております。 番号 71 と 72 は借人が同一になります。土地は 3 筆になります。面積等の詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。この場所は現在、第三者に使用貸借契約になっていますが、その耕作者が縮小のため所有の田について借人と賃貸借の合意になったものです。またこの 71 番が先程報告事項の解約で説明した案件に関係するものとなっております。土地は 7 筆です。面積等の詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。こちらの案件も所有者が耕作している田を縮小のため賃貸借することで借人と合意したものです。 71、72 で貸借する場所は借人が耕作している田に隣接する場所で、2 件で貸借する場所が隣り合う場所のようです。 番号 75、この案件は所有者死亡による相続のため新規設定となっております。 番号 79、この案件も所有者死亡による相続発生のため新規設定になり、実質再設定のため審査基準書の地図は省略しております。 番号 80 297 m²、1 筆です。 この場所は貸人の所有の田では唯一、契約がついていない場所ということもあり、借人と貸借の合意をしたようです。また、貸人が所有の他の田については、すべて農事組合法人に貸付けているようでした。 番号 81 161 m²、他 19 筆です。これは貸人の農業引退に伴い、賃貸借について合意したものにになります。 番号 83 この案件は所有者死亡による相続発生のため新規設定になり、実質再設定のため審査基準書の地図は省略しております。 番号 85 この案件も所有者死亡による相続発生のため新規設定になります。 番号 87 この案件も所有者死亡による相続発生のため新規設定になります。 番号 90 この案件も所有者死亡による相続発生のため新規設定になります。 番号 94 この案件も所有者死亡による相続発生のため新規設定になり
--	--

	ます。 番号 95 この案件は（1）所有権移転の番号 20 に関係するもので、譲受人が取得した土地を譲受人が経営する農事組合法人に貸付けるものになります。 番号 96 この案件も相続発生のため新規設定になります。 番号 97 この案件も相続発生のため新規設定になります。 番号 99 この案件も相続発生のため新規設定になります。 番号 100 この案件も所有者死亡による相続発生のため新規設定になり、実質再設定のため審査基準書の地図は省略しております。 今説明した以外の案件はすべて再設定案件になりますので、審査基準書の地図は省略しています。 （3）利用権移転について、今回の申請は番号 1～2 の 2 件になります。各案件の詳細については議案書をご確認ください。各案件について補足説明いたします。 今回申請の 2 件はどちらも貸人の経営移譲に伴うもので、議第 21 号の使用貸借に合わせて、現在契約している利用権をすべて息子に移転するものです。事務局からは以上です。
議長	それでは、（1）番号 18 について、2 番 大谷浩夫委員より現地調査の報告をお願いします。
2 番大谷浩夫委員	報告させていただきます。議案書 18 番、審査基準書は 7 ページ上段の地図になります。 11 月 3 日に譲受人に電話したのですが、譲受人と譲渡人は海外に行かれているとのことで、後日ということで息子さんにお話をしました。次に 11 月 13 日、譲受人にお邪魔してお話を伺いました。 内容を確認しましたら、ここは譲渡人の家の苗代だったところで、そこを 20 年前から借りてハウスを建てていたところを改めて 10a あたり 18,000 円で借りていました。そこに譲受人でネギ、ナス、豆を植えていたらしいのですが、2 年前にパプリカを植えるハウスを 2 棟新築したいと譲渡人に相談しまして、建てた後返してくれと言われても困るので、その時点から譲ってくれるよう相談していたそうです。拝見したところ、きれいなハウスで電動のモーターも付いていて、パプリカを植えていました。値段ですが、土地柄苗代は高く買う風習らしくて、10a 当り 60 万円ととのことでした。その後、譲渡人にもお邪魔してお話を聞きましたが、特に問題ない、譲受人とは遠縁に当たるらしくて、田んぼの委託も全部お願いしているということで、妥当性があると考えました。
議長	それでは、（1）番号 20 については、私から現地調査の報告をいたします。審査基準書 8 ページです。 譲渡人は処分したいとのことで、譲受人はいらないとのことでした。奥様もいないとのことでしたが、是非とも処分したいということで、金額も 10 万とありますが、それでいいのではないかと考えております。離したい方と買いたくない方とありますけども、きれいに整備されるので問題ないと思います。以上です。 それでは、ただいまの事務局説明と委員からの現地調査報告に対し、何か質問・意見等ありましたらお願いします。ありませんか。 （質問、意見なし） では私から。先程大谷委員から苗代が高いとありましたが、前々から

	ある地区では苗代は高いというのがあるようです。他にありませんか。 (8 番石垣建委員が挙手し、議長が指名する)
8 番石垣建委員	総会議案書の 14 ページ、審査基準書の 6 ページになります。 17 番と 19 番の件ですが、現地調査していただいた高橋委員が欠席で質問していいか迷ったのですが、一応聞いてみたいと思います。 17 番も 19 番も譲渡人で使っていた土地を譲受人が求める案件があがっていますが、17 番の買い取り価格が 210 万円。19 番の買い取りの値段が 100 万円。これを面積で割ると、17 番の譲受人が 10a あたり 456,000 円、19 番が 277,000 円と、1.6～7 倍のひらきがあるのですが。面積はそんなに変わらない。はっきり言って 17 番の譲受人が高く買っている。そんな印象で、なぜだろうと考えたところです。 荒廃農地調査で、私と現地調査をした高橋委員、伊原代理や齋藤勝広委員と、上にハウスの建っているのを見てきました。審査基準書にもありますが、連続した砂地を分筆してそれぞれ二人が求めるとなっております。単価を見ると 17 番の方が損している印象を受けるのですが、そのあたりを高橋委員からは何か聞いているのでしょうか。
事務局	単価の違いですが、19 番の譲受人が購入する土地の端が崖のようになっていて、実際に利用できる面積が少し変わってくるということで、単価の違いが出ていると思われます。
8 番石垣建委員	地図を見ると何となくわかります。
議長	場所的なことだそうです。他にありませんか。
5 番小田原英史委員	関連して、17 番の譲受人の経営面積に関しては、全くの新規就農ということでしょうか。
事務局	17 番の譲受人の経営面積ですが、今貸借しているところを今回売買となるのですが、こういった場合、売買や更新もそうですが、契約の内容が変わるタイミングで、借りている土地は一度所有者に戻るという書類上の処理の関係で、今回経営面積がゼロになるということです。
議長	ありがとうございました。他にありませんか。 それでは議第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) ないようですので、これで 11 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。